

仙台地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 書類再交付請求事件

国側当事者・国

平成26年11月12日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	美崎 大典
同	樋口 茂
同	田代 英紀
同	斎藤 貴弘
同	岩淵 実
同	結城 美枝
同	宮田 康宏

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、更正決定通知書を引き渡せ。

2 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

原告は更正決定通知書を所有し、被告は同通知書を所持しているため、原告は、被告に対し、所有権に基づき、上記通知書の返還を求める。

2 請求原因に対する認否

否認する。

原告の主張する更正決定通知書は存在せず、被告は同通知書を所持していない。

第3 当裁判所の判断

原告が更正決定通知書を所有していること及び被告が同通知書を所持していることについては、いずれもこれを認めるに足りる証拠がない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 真紀

裁判官 内田 哲也

裁判官 尾田 いずみ